

令和8年度【介護職員等処遇改善加算】関係書類の提出期日について

算定時期	算定パターン	体制届の提出	処遇改善計画書の提出
R8年4月・5月分	<ul style="list-style-type: none"> 新たに算定する 加算の区分を変更する（Ⅱ→Ⅰなど） 	R8年4月15日まで	R8年4月15日まで
	<ul style="list-style-type: none"> R8年4月1日以降も継続して算定し、加算の区分も変更しない 	不要	
R8年6月分	<ul style="list-style-type: none"> 加算の区分を変更する（Ⅰ→Ⅰイなど） 	【居宅系】 R8年5月15日まで	R8年4月15日まで
		【施設系】 R8年6月1日まで	
	<ul style="list-style-type: none"> 新たに算定する (居宅介護支援、介護予防支援など) 	R8年6月15日まで	R8年6月15日まで
R8年7月分以降	<ul style="list-style-type: none"> 新たに算定する 加算の区分を変更する 	【居宅系】 算定月の前月15日まで	算定月の前々月末まで
		【施設系】 算定月の1日まで	

【例1】R8.3時点で加算Ⅰを算定していて、6月からは加算Ⅰイまたはロに変更する場合

- ◆R8.4.15までに、処遇改善計画書（加算Ⅰイ・ロとなる6月以降の計画も含むもの）を提出
- ◆（居宅系）R8.5.15までに、加算Ⅰイまたはロに変更する体制届を提出
- ◆（施設系）R8.6.1までに、加算Ⅰイまたはロに変更する体制届を提出

【例2】R8.3時点で加算Ⅲを算定していて、そのままⅢを算定し続ける場合

- ◆R8.4.15までに、処遇改善計画書を提出
- ◆体制届の提出は不要

【例3】R8.6から初めて加算を算定する場合

- ◆R8.6.15までに、処遇改善計画書と、加算の算定を開始する体制届を提出